

低入札価格調査基準について[お知らせ]

阪神高速道路株式会社が発注する工事及び建設コンサルタント業務等における低入札価格調査基準は、以下に示す通り運用しています。

1. 工 事

阪神高速道路(株)が2022年4月1日以降に入札公告を行う工事については、低入札価格調査基準の範囲を75%~92%としています。

※下記の算定式により算出された結果は、「低入札価格調査基準」の範囲を示しているものであり、「特別重点調査」となる基準額は別途算出されます。

※工事に設計業務等を含める場合は、次頁記載の「2. 建設コンサルタント業務等」における低入札価格調査により算出される費用を別途考慮し、これらを含めた費用をもって判定します。

算定式
<p>① 工種「電気、電気通信以外」に係る工事</p> <p>契約制限価格の75%から92%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費の97% ● 共通仮設費の90% ● 現場管理費の90% ● 一般管理費等の68% <p>※ 工種「建築」に係る工事について、直接工事費の額は、「施設工事積算基準(営繕編)」の直接工事費から現場管理費の一部に相当する額(以下、「現場管理費相当額」という。)を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「施設工事積算基準(営繕編)」による現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。</p>
<p>② 工種「電気、電気通信」に係る工事</p> <p>契約制限価格の75%から92%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接工事費(製品費を除く)の97% ● 直接工事費(製品費)の92% ● 共通仮設費の90% ● 現場管理費の90% ● 一般管理費等の68%

2. 建設コンサルタント業務等

阪神高速道路(株)が2019年4月1日以降に手続開始の公示を行っている建設コンサルタント業務等の低入札価格調査基準の範囲は、業種区分ごとに以下のような設定範囲としています。

算定式					
業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費×4.8/10	—	契約制限価格の60～82%
建築等設計(注)	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10	契約制限価格の60～80%
土木設計	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.8/10	契約制限価格の60～80%
地質調査	直接調査費	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×8/10	諸経費×4.8/10	契約制限価格の2/3～85%
補償	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等×4.5/10	契約制限価格の60～80%
その他業務	積算内訳に応じて、上記のいずれかの業種区分を準用して調査基準価格を設定する。				
【注】業種区分「建築等設計」に係る業務には、一部「土木設計」の算定式を用いる場合がありますので、公示資料等を参照して下さい。					

問い合わせ先
 阪神高速道路株式会社
 経理部 契約課 TEL: 06-6203-8888